

土木工事等建設資材単価公表要領

(目的)

第1条 公共工事の執行については、透明性・競争性・客観性の確保が求められており、これらを確保する観点から、積算基準類の一つでもある建設資材単価を公表することにより、受注者の的確な見積もりに質するとともに、その競争性・公平性を期するものである。

(公表の内容)

第2条

(1) 公表の対象

神栖市が発注する土木工事等の積算に用いる建設資材単価（以下「資材単価」という。）

(2) 公表の範囲

資材単価のうち、一般的な資材については（一財）建設物価調査会及び（一財）経済調査会（以下「物価調査機関」という。）から市販されている「Web 建設物価」及び「積算資料電子版」（以下「物価資料」という。）に掲載されている価格を基に単価を設定しているため、すでに公表済とみなし閲覧資料に含めないものとする。また、土木主要資材については、茨城県土木部より公表されている単価を採用（茨城県土木部を神栖市と読み替え適用）しており、これらを掲載する。

(公表の方法)

第3条 公表の方法は閲覧及びインターネットによるものとし、以下のとおりとする。

(1) 閲覧場所

資材単価の閲覧場所は、都市整備部道路整備課とする。

(2) 閲覧方法

公表資料の閲覧方法は、資材単価表を所定の場所に設置し、希望者に閲覧させるものとする。閲覧場所でのコピーは可能（カメラ及びハンディーコピーの使用を含むものとする。）とする。資材単価の内容等に関する電話等による問い合わせには応じないものとする。

(3) 閲覧しようとする者に対しては、資材単価閲覧申請簿（別記様式）に必要な事項を記載させ、各閲覧場所の担当者（以下「担当者」という。）の承認を得て行う。

(4) 閲覧時間

閲覧時間は、月曜日から金曜日（ただし、国民の祝日に関する法律（昭

和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く)の午前 9 時から正午、午後 1 時から午後 4 時までとする。ただし、必要がある場合は、閲覧時間について制限することがある。

(5) 公表資料の管理・保管

公表資料の貸出は行わないものとする。

(6) 公表の時期

公表する労務単価の公表時期は、原則年 4 回(4 月 7 月 10 月 1 月)とする。

(7) インターネットによる公表

掲載場所は茨城県検査指導課ホームページ内で掲載されているものについて、茨城県土木部を神栖市と読み代えることで、神栖市でのホームページ上での掲載に代わって公表しているものとする。

(その他)

第 4 条 この要領に定めない事項については、別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

資材単価閲覧申請簿

令和 年 月 日

課長 様

住 所	※名刺添付にて代用可
会社名	
閲覧者氏名	

下記資材単価の閲覧を願います。

記

資材単価名	閱 覧 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日
	令和 年 月 日